

国立大学法人東京外国語大学高大接続早期履修に関する細則

〔平成6年10月24日〕
〔規則第87号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学科目等履修生規程（平成4年7月15日制定）第3条の2第2項に基づき、高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒が、東京外国語大学（以下「本学」という。）の学部生を対象に開設する授業科目を履修すること（以下「高大接続早期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高大接続早期履修は、本学が連携協定を締結している高等学校等に在学する生徒に対して、本学の学部生を対象に開設する授業科目の履修機会を提供し大学教育に対する理解を深めるとともに、生徒自らの学習意欲を喚起し高等学校等における教育の一層の向上を図ることを目的とする。

(授業科目及び単位数等)

第3条 高大接続早期履修の授業科目、単位数及び履修上限単位数は、別に指定する。

(出願手続)

第4条 高大接続早期履修を志願する生徒は、本学の学期が開始される2ヶ月前までに、在学する高等学校等の長を通じて、東京外国語大学高大接続早期履修志願書により学長に願い出るものとする。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考については、高等学校等の長の推薦に基づき、学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前条の選考結果に基づき入学を許可したときは、高等学校等の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修期間)

第6条 高大接続早期履修の期間は、履修する授業科目の開講期間とし、1年を限度とする。

(授業料等)

第7条 高大接続早期履修に係る授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日規則第131号）第2条6項に定めるところによる。

(準用規定)

第8条 この細則に定めるもののほか、高大接続早期履修について必要な事項は、国立大学法人東京外国語大学科目等履修生規程を準用する。

附 則

この細則は、令和6年11月1日から施行する。